

一般財団法人 日本航空協会 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。http://www.aero.or.jp/				
審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
1	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	(1) (2) 現時点では「中期目標」という形式で常任理事会報告を経て整理されているが組織決裁を得た航空スポーツに関する中期計画は無い。従って公開も行っていない。 この「中期目標」をベースに2025年度よりの3～5か年の中期計画を2024年度中に策定・公表する。 (3) 上記「中期目標」は航空スポーツ担当役員のみならず、専務理事及び他の担当役員から構成される室長会、更には会長・役員から構成される常任理事会のプロセスを経ており幅広く構成員等からの意見を募っている。中期計画策定時も同様のプロセスを踏襲する。	01-定款 34-R 05年度事業計画 66-FY22活動計画と中期目標
2	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	(1) (2) スポーツ関連人員は少数のため人財の採用育成に関する計画は現在策定していないが、審査項目1の中期計画に盛り込み2024年度中に策定・公表する。 (3) 策定に当たっては役職員、構成員から幅広く意見を聴取することとする。	11-日本航空協会組織図 14-役職員配置図
3	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	(1) (2) 航空スポーツに特化した財務計画は現在策定・公開はしていないため、上記1の中期計画に盛り込み2024年度中に策定・公表する。 因みにこれまでも事業年度ごとに財務の健全性確保に留意した事業計画書、事業予算書等を策定し、理事会、評議員会で審議、承認の上、ホームページで公表しており堅実な協会全体収支に包含され航空スポーツ領域も安定した運営を行っている。 (3) 策定に当たっては役職員、構成員から幅広く意見を聴取することとする。	30-R 04年度事業報告 32-R 04年度 計算関係書類 33-R 04年度 監査報告書 34-R 05年度事業計画 35-R 05収支予算書
4	〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	理事は航空スポーツ、並びに航空宇宙関係団体、学識経験者で構成されており多様性を確保している。 (1) 外部理事の目標割合は50%とする (2) 女性理事の目標割合は40%とする 現在、女性理事の比率は17%に留まるが、常日頃より協会理事として相応しい女性人財を求めており、2023年度の理事改選時に女性理事を2名増やし、期中である2024年度にも女性理事を1名増やした。 2023年度の事業計画に女理事比率の改善に取り組んでいく方針を記載以降、継続して目標達成に向けて取り組んでいる。理事の構成が、当協会に関連する諸団体、企業の代表者が多く、継続してこれらの組織にも働きかけ、2025年度の理事改選時期には、更に女性理事の増加に取り組む。 尚、外部理事は、現在92%となっている。	13-2024年 理事名簿 34-R 05年度事業計画

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
5	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	評議員は航空スポーツ、並びに航空宇宙関係団体、学識経験者で構成されており多様性を確保している。 (1) 外部評議員の目標割合は40%とする (2) 女性評議員の目標割合は20%とする 2024年6月任期満了に伴い、新たに女性評議員を1名増やし、女性評議員の比率は12%と倍増した。女性登用については、女性理事の40%達成を優先させ、女性理事として日本航空協会/航空スポーツの理解を深めた後、評議員に異動することを想定しているが、適任者が居れば今回のようにダイレクトで選任し、目標割合の達成を目指す。 尚、外部評議員は、現在71%となっている。	12-2024年 評議員名簿
6	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	(1) 2023年4月よりアスリート委員会の機能も併せ持つ会議体「航空スポーツ協議会」を設置し、第1回会議を2023年6月に開催した。今後は年2回（6月、12月）定期的に開催していく。 (2) 協議会の構成については、性別や競技・種目等のバランスに留意するとともに、委員会で取り扱う事項等を踏まえて適切な人選が行われている。 (3) 協議会には当協会の副会長、専務理事、常務理事が参画している。議事内容は常任理事会等に報告され、組織運営に反映している。	48-航空スポーツ協議会規程 49-航空スポーツ協議会名簿 69-航空スポーツ協議会 議事要旨（第1回）
7	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	日本航空協会の業務は航空スポーツに留まらず多方面にわたるため、理事会は業域に応じた適正な人員数にて構成され、令和4年度は3回、令和5年度は6回開催している。一方、業務遂行については、職務権限規程を踏まえ、毎月開催する常任理事会（会長/副会長2名/監事2名/常任理事4名）にて実効性を確保している。	01-定款 13--2024年 理事名簿 05-常任理事会規程 06-職務権限規程 07-職務権限基準表A 08-職務権限基準表B
8	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	理事は、航空スポーツ、並びに航空宇宙関係団体、学識経験者で構成されている。当該分野での知識・経験を共に兼ね備えた見識者を推薦いただいており、その多くが当該組織の代表者であることから現時点では年齢制限を設けていないが、令和5年度の事業計画に、理事の在留年数や上限年齢の設定等について検討する方針を記載し、ホームページにて公表している。理事の就任時の年齢に制限を設けることについては常任理事会で議論しており、「役員等候補選出委員会規程（案）」を2024年度末の理事会にて付議し、改選時期である2025年6月に対応できるように進めて参りたい。	13-2024年 理事名簿 34- R 05年度事業計画
9	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	理事は、航空スポーツ、並びに航空宇宙関係団体、学識経験者で構成されている。当該分野での知識・経験を共に兼ね備えた見識者を推薦いただいていることより、適任者を選抜することが困難な為現在再任回数の上限を設けていない。在任10年を超える理事は2023年度の改選で5名から2名に、2024年度の期中には1名になった。2023年度の事業計画に、理事の在留年数の設定等について検討する方針を記載し、ホームページにて公表している。理事が原則として10年を超えて在任することについて常任理事会で議論しており、「役員等候補選出委員会規程（案）」を2024年度末の理事会にて付議し、改選時期である2025年6月に対応できるように進めて参りたい。	13-2024年 理事名簿 34- R 05年度事業計画
			【例外措置】 10年を超える理事は、航空学会(学識経験者)の重鎮であり、これまで、理事会を一度も欠席することなく、業界に貢献する意識が極めて高いことより2023年度の評議員会にて再任された。今期迄(2025年6月)の在任を想定している。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
10	〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（4）独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	現在は、外部有識者を含む評議員会で理事の選任を行っているが、2023年度の事業計画に理事候補者の選任を行う第三者委員会の設置について検討する方針を記載し、ホームページにて公表している。 外部有識者を配置した第三者委員会について、現在、執行組織及び顧問弁護士を交えて検討しているが、「役員等候補選出委員会規程（案）」を、2024年度の理事会にて付議し、決議後、有識者を配置し、現職の理事が半数以上を占めない、委員会を設置することと致したい。	01-定款 13-2024年 理事名簿 34-R 05年度事業計画
11	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（1）NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	定款、ガバナンス・コード、コンプライアンス規程、就業規則、職務権限規程など、日本航空協会及びその役職員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備している。	01-定款 02-ガバナンス・コード **-コンプライアンス規程 03-就業規則 06-職務権限規程 など
12	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	定款、就業規則、常任理事会規程、業務分掌規程、経理規程など法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備している。	01-定款 03-就業規則 06-常任理事会規程 15-業務分掌規程 20-経理規程 など
13	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	事務局規程、組織規程、稟議規程、文章取扱規程、個人情報保護法の取扱いなど法人の業務に関する規程を整備している。	09-事務局規程 10-組織規程 36-文章取扱規程 46-個人情報保護法の取扱い 17稟議規程 など
14	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	給与規程、評議員及び役員等の報酬並びに費用に関する規程、役員通勤手当支給規程、旅費規程など法人の役職員の報酬等に関する規程を整備している。	24-給与規程 28-評議員及び役員などの報酬並びに費用に関する規程 29-役員通勤手縦支給規程 37-旅費規程 など
15	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	定款の第3章で資産・会計について定めており、経理規程の第7章で固定資産の管理、資金運用管理規程、資金運用管理基準など、法人の財産に関する規程を整備している。	01-定款 20-経理規程 22-資金運用管理規程 23-資金運用管理基準 など
16	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	金運用管理規程や資金運用管理基準を定めて、協会の運用財産を安全かつ有利に運用し、協会の健全運営に資することに努めている。	22-資金運用管理規程 23-資金運用管理基準

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
17	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考 に関する規程 その他選手の権利保護に関 する規程を整備すること	(1) 各航空スポーツ統括団体において代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備して おり、各団体から申請された代表選手派遣については当協会が定める業務権限規程に基づき審査 を行い、最終的に事務局長（専務理事）が派遣承認を行っている。 (2) 当協会は選手を直接抱えていないが、権利保護に関する規程については航空スポーツ統括団 体認定規程の認定基準のひとつとして会員（選手等）の管理をうたっており、これを以て包括的 に担保している。 (3) 選手選考に関する規程（選考基準及び選考過程）の作成者の選定を公平かつ合理的な過程で 実施していることについても航空スポーツ統括団体認定規程の認定基準でうたっており、これを 以て包括的に担保している。	06-職務権限規程 07-職務権限基準表A 53-航空スポーツ統括団体認定規程 56-(熱気球) 国際選手権日本代表選 考規定/57-(熱気球) 熱気球日本ランキ ング 制度/58-(曲技) FAIボート規定摘 要ガイド/59-(グライダー) 日本滑空 協会世界選手権代表の選考方式/60- (模型) 国際大会日本チーム選手選考規 定/61-(バレーグライダー) アキアシー日本代 表チーム選手選考規定/62-(バレーグライ ダー) クロスカントリー日本代表チーム選手選考 規定/63-(ハンクグライダー) ハンクグライデ ィングシリーズ 規則/64-(ハンクグライダー) 海 外獲得ポイント換算規則/65-(バレーモ ーター) 国際大会への選手選考/ポイント
18	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に 関する規程を整備すること	当協会は審判を直接抱えていないが、審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程については航 空スポーツ統括団体認定規程の認定基準のひとつとして審判、指導員等の認定をうたっており、 これを以て包括的に担保しており、各団体から登録申請されるIF国際審判員については当協会が 定める業務権限規程に基づき審査を行い、最終的に事務局長（専務理事）が登録承認を行ってい る。	06-職務権限規程 07-職務権限基準表A 50-公式立会人認定規程 51-バレーシューティング FAI審判員認定規程 53-航空スポーツ統括団体認定規程
19	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士へ の相談ルートを確認するなど、専門家に 日常的に相談や問い合わせをできる体制 を確認すること	(1) 規程の整備や法人運営に関する日常的な相談について、顧問弁護士や社労士、顧問税理士へ の相談ルートを確認し、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確認している。 (2) 役員は出向元での経営者や組織管理者としての経験などにより、潜在的な問題を把握し、調 査の必要性の有無等を判断できる法的知識を有している。日々その指導を受ける組織職員も必要 な能力を有している。	25-法律顧問契約書 26-社労士 業務委託契約書 27-税理士顧問契約書
20	〔原則4〕 コンプライ アンス委員会を設置す べきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し 運営すること	2023年4月に役職員が法令を遵守し、適切に業務を遂行するために守るべき原則・指針をガバナ ンス・コードを設け、2024年4月に「コンプライアンス規程」を制定し、コンプライアンス委員 会の設置について定めた。	02-ガバナンス・コード **-コンプライアンス規程
21	〔原則4〕 コンプライ アンス委員会を設置す べきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員 に弁護士、公認会計士、学識経験者等の 有識者を配置すること	コンプライアンス規程にて、「コンプライアンスの委員会の構成員は、コンプライアンス実施統 括責任者、顧問弁護士、総務担当理事、監事と必要に応じコンプライアンス責任者が指名により 選任する女性職員、外部有識者等で構成する」 と定めている。	**コンプライアンス規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
22	〔原則5〕 コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	2024年4月に制定したコンプライアンス規程に、「協会は、コンプライアンスへの関心を高め、正しい知識を付与するため、必要に応じ、職員等に少なくとも年に1回の教育を実施する」と定め、2024年度は、上期に役員と職員にそれぞれ開催し、下期にも1回予定している。	** -第4回常任理事会 ガバナンス教育資料 ** -第4回常任理事会議事録
23	〔原則5〕 コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	選手・指導者が所属する各競技種目統括団体が独自で開催する安全や指導者講習会等を通じて指導、周知を行う方針とし、2025年度上期からの実施に向けて各団体と調整を行う。 因みに当協会が年二回開催する航空スポーツ協議会にて当協会よりドーピングを含めたコンプライアンスの遵守を呼びかけ、これを受け各競技種目統括団体が独自に開催する安全や指導者講習会等を通じて指導、周知に努めている。これらの取り組み状況は当協会にて適宜モニターしている。	48-航空スポーツ協議会規程 49-航空スポーツ協議会名簿 69-航空スポーツ協議会 議事要旨（第1回）
24	〔原則5〕 コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	現時点で審判員に対するコンプライアンス特化した教育は行っていないことから2023年度中に教育内容（範疇・時期・メンバー等）を確定し、2024年度より実施する。 因みに審判員についても、上記項目23同様に航空スポーツ協議会の内容を受け、各競技種目統括団体が独自に開催する安全や指導者講習会等を通じて指導、周知に努めている。	48-航空スポーツ協議会規程
25	〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	弁護士、社労士、税理士と契約を締結しており、専門家に随時相談、サポートを受けることが出来る体制を整えている。 (1) 組織運営において専門家のサポートが必要となると想定される場面や内容は、事前に洗い出した上で、随時、その適否について検証を行っている。 (2) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築している。	25-法律顧問契約書 26-社労士 業務委託契約書 27-税理士顧問契約書
26	〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	税理士と税務顧問・会計顧問・決算書類の作成業務の委嘱契約を締結し、社労士とは給与・賞与計算、年末調整、税、保険、年金などの業務と人事労務管理のコンサルティングの委託契約を締結し、随時相談出来る体制を整え、公正な会計原則を遵守している。 (1) 経費使用及び財産管理に関する規程等を整備し、公正な会計原則を遵守するための業務サイクルを確立している。 (2) 一般・財団法人法に基づき適性のある監事を設置している。 (3) 監事は各事業年度の計算書類等の会計監査及び適法性監査に加え、毎月開催する常任理事会にも出席し、具体的な業務運営の妥当性に関する監査も可能な限り積極的に実施し、組織の適正性に係る監査報告書を作成している。 現在の監事は2名 1名は大企業の元経営、監査役経験者 1名は大企業の元経営者で必要とされる十分な能力を有している。	01-定款 21-勘定科目処理基準 22-資金運用管理規程 23-資金運用管理基準 67-R05監査報告書（公益目的支出計画実施報告書） 68-R05監査報告書（事業報告及び計算関係書類）
27	〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	当協会は、国庫補助金等の利用は行っていない。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
28	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	財務情報等について、法令に基づく開示を行っている。 法令上求められている貸借対照表のほか、事業報告書、正味財産増減計算書、事業計画書、収支予算書、定款、役員名簿、評議員名簿、をホームページで開示している。また、これらの書類は備置書類としても事務所内に保存している。	01-定款 30-R 05年度事業報告 32-R 05年度 計算関係書類 33-R 05年度 監査報告書 34-R 06年度事業計画 35-R 06収支予算書 など
29	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	各統括団体で選手選考基準を定めホームページや競技開催要項等で開示している。また、その選考判断基準となるIF（国際航空連盟）の各競技種目委員会が開示しているランキングシステムもIFホームページ上に開示されており適正な情報開示がなされている。 なお、当協会ホームページからもこれらの各統括団体やIFのホームページにリンクをしている。	56-(熱気球) 国際選手権日本代表選考規定/57-(熱気球) 熱気球日本ランキング 制度/58-(曲技) FAIS ボート規定摘要ガイド/59-(グライダー) 日本滑空協会世界選手権代表の選考方式/60-(模型) 国際大会日本チーム選手選考規定/61-(パラグライダー) アクション-日本代表チーム選手選考規定/62-(パラグライダー) クロスカントリー-日本代表チーム選手選考規定/63-(ハンググライダー) ハンググライディングシリーズ 規則/64-(ハンググライダー) 海外獲得ポイント換算規則/65-(パラモーター) 国際大会への選手選考/ポイント
30	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	「自己説明・公表書式」をホームページに開示している。 公開URL：http://www.aero.or.jp/sports/joc/	
31	〔原則8〕利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	(1) 契約については、職務権限規程並びに稟議規程で取扱いを定め、重要な契約については、客観性・透明性につき、理事会/常任理事会にて慎重な検証を行っている。 (2) 「利益相反の取り扱いについて ガイドライン」に基づき該当するものは、理事会にて適切に判断している。 航空スポーツ分野における利益相反についても当協会「利益相反の取り扱いについてガイドライン」をポリシーとして適切な手続きを以て管理を行っている。	03-就業規則 06- 職務権限規程 17- 稟議規程 40-利益相反取引について ガイドライン
32	〔原則8〕利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	ガイドラインに基づき、利益相反取引に該当する内容は、すべて理事会にて審議し、判断している。	40-利益相反取引について ガイドライン
33	〔原則9〕通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	航空スポーツの通報窓口の明確化のため2024年度中に運用規程案等を整備し、2025年度上期に公開、周知する。 因みに現在は各競技種目統括団体で通報窓口の対応を備えており、各団体で解決出来ない場合や、その他当協会の協力が必要な場合は、航空スポーツ室が窓口となりその該当団体と共に対応する形で通報の仕組みを構成している。 通報窓口URL：http://www.aero.or.jp/inquiry/	

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
34	〔原則9〕 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	上記項目33の策定にあたっては当協会弁護士などの活用を念頭に運用体制を確立する。	
35	〔原則10〕 懲罰制度を構築すべきである	。	当協会は直接選手等を抱えていないことから懲罰・処分の対象者は統括団体（法人）および、FAIスポーツライセンス保持者（個人）としており、前者は統括団体認定規程、後者はFAIスポーツライセンス規程によって担保されている。2024年上期に両対象者の処分に至る手続き等の規程への掲載と各統括団体と協会ホームページを通じて周知、公表を行った。 また、倫理規程について2024年度中に案を策定し、2025年度上期中に各統括団体と協会ホームページを通じて周知、公表を行う。	03-就業規則 19-表彰懲戒委員会規程 53-航空スポーツ統括団体認定規程（REV） 70-FAIスポーツライセンス規程（REV） 72-FAIスポーツ規程
36	〔原則10〕 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	上記35記載の両規定に基づく処分における助言体制は航空スポーツ協議会参加の各統括団体代表、及び専門性を有する実務者（事務局長等）に求める体制が構築されており、航空協会のみの特断を抑止している。 なお、この体制について両規程に2023年度中に明記し周知を行う。	03-就業規則 19-表彰懲戒委員会規程 53-航空スポーツ統括団体認定規程 70-FAIスポーツライセンス規程
38	〔原則11〕 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	当協会が直接処分を行う個人対象者は当協会が発行するFAIスポーツライセンス保持者である。処分に当たって仲裁機構を利用できる旨は当該規程には現在記載されていないことから上記35と同時期に改定及び開示を行う。なお、その他の選手については所属団体毎の紛争当事者窓口がこれを受け、それを越えたものは当協会に苦情を申し立てる、或いは日本スポーツ仲裁機構ホームページに開示している自動応諾条項を利用することができる。	日本スポーツ仲裁機構のホームページにて、スポーツ仲裁自動応諾条項を採択している団体として公表される予定 52-一般財団法人日本航空協会スポーツ仲裁に関する規程 70-FAIスポーツライセンス規程
39	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	海外派遣選手等に対する危機管理については個別に安全確認チェックシートを以て対応しているが、体系だった危機管理マニュアルは保持していないことから2024年度中に整備を行う。	42-航空会館・館内管理規則 43-新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン 44-日本航空協会消防計画（競技種目団体向け） 53-航空スポーツ統括団体認定規程 54-日本代表選手団派遣における安全確認ガイドライン 55-航空スポーツ事故連絡フォーム

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
40	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（2）不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	過去4年間に於いて、当協会内の不祥事は発生していない。	03-就業規則 18-ハラスメント防止規程 19-表彰懲戒委員会規程
41	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（3）危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	該当しない。	
42	〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	（1）加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	（1）～（3）当協会は直轄する地方組織を有していないため、この項目は該当しない。 因みに、航空スポーツ統括団体認定規程の認定基準にて、各統括団体の全国的組織管理を課しており当協会が年2回開催する「航空スポーツ協議会」における議事内容の共有や、独自に開催する安全や指導者講習会等を通じて指導、周知を行っている。 なお、これらの取り組み状況は当協会にて適宜モニターしている。	48-航空スポーツ協議会規程 49-航空スポーツ協議会名簿 69-航空スポーツ協議会 議事要旨（第1回） 53-航空スポーツ統括団体認定規程 71-航空スポーツ関係組織図
43	〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	（2）地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	（1）～（3）当協会は直轄する地方組織を有していないため、この項目は該当しない。 因みに、航空スポーツ統括団体認定規程の認定基準にて、各統括団体の全国的組織管理を課しており当協会が年2回開催する「航空スポーツ協議会」における議事内容の共有や、独自に開催する安全や指導者講習会等を通じて指導、周知を行っている。 なお、これらの取り組み状況は当協会にて適宜モニターしている	48-航空スポーツ協議会規程 49-航空スポーツ協議会名簿 69-航空スポーツ協議会 議事要旨（第1回） 53-航空スポーツ統括団体認定規程 71-航空スポーツ関係組織図